

項番号	施設名	施行令に定める規模要件	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	コークス炉	原料処理能力50t/日以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行なうこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行なうこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行なうこと。 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行なうこと。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積1,000m ² 以上	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建造物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行なわれていること。 3. 防じんカバーで覆われていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行なわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る。密閉式のものを除く。)	ベルトの幅75cm以上、又はバケットの内容積0.03m ³ 以上	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行なわれていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る。湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力75KW以上	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般粉じんの飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行なわれていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る。湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力15KW以上	<ol style="list-style-type: none"> 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。